

1. 明示の国別差別と事実上の国別差別

一般的最恵国待遇の原則を定める一般協定1条1項は、締約国が産品を輸入又は輸出する際に課す関税及び課徴金、それらの徴収の方法、輸出入に関連する規則及び手続、内国税及び内国規則に関し、締約国が他国の原産の（又は他国に仕向けられる）産品に許与する利益又は免除は、他の締約国の原産の（又は他国に仕向けられる）同種の産品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない、と規定している。この規定の違反となる典型的な政府の措置は、ある産品に関する制度において、ある国の原産の（又はある国に仕向けられる）産品にだけ有利な扱いを与えたり、或いはある締約国の原産の（又はある締約国に仕向けられる）産品にだけ不利な扱いを及ぼしたりする措置である。このように、同一の産品に適用される政府の制度において、特定の締約国の原産（又は特定の締約国に仕向けられる）産品を、他の国の原産の（又は他の国に仕向けられる）産品に対して明示的に差別する措置を、明示の国別差別と呼ぶことにしたい。

差別が、同一の産品に対する政府の措置において、特定の明示された締約国を他の国に比べて不利に扱うという形をとっている限り、それが1条1項違反となることについては異論がない。それゆえ、従来、明示の国別差別が1条1項違反であるとしてパネルに提訴された事例においては、24条等の例外が認められるかどうかが主要な争点となり、1条1項に合致しないこと自体については争いがない場合がしばしばみられた⁽¹⁾。

もっとも、明示の国別差別の事例において、1条1項違反の有無が争点となるケースもある。例えば、ブラジル産非ゴム履物輸入制限に関するパネル報告⁽²⁾では、相殺関税の払戻において、提訴国ブラジル産の不利な扱いが実際になされた産品と、関税法によって優遇措置が実際に与えられた特恵国の産品とが異なっていたため、「同種の産品」に関する差別といえるかが争点となった。しかし、パネルは、抽象的な制度のレベルでは同じ産品の間で差別が生じる仕組みになっていることから、「同種の産品」の差別であるとして、1条1項違反を認めている。

また、未採択であるが、E Cの新バナナ輸入体制に関するパネル報告⁽³⁾では、「利益」と「不利益」の相殺を否定する厳格な考え方によって、差別が認められた。この事件では、ACP諸国のバナナを輸入する輸入業者にバナナを低関税で輸入できる関税割当枠の30%を与えることが、1条1項に違反するかが争われた。E Cの規則では、ACP諸

国以外のバナナを輸入する輸入業者には、割当枠の66.5%が与えられており、全体としては差別がないとみることもできた。しかし、パネルは、一つの制度における外国産品に不利な要素と外国産品に有利な要素の相殺を原則的に否定する考え方⁽⁴⁾に従って、他の国のバナナを輸入する者に66.5%の割当枠を与えることは、ACP諸国のバナナを輸入する者に割当枠の30%を配分することによる1条1項違反を償うものではないとした。

一方、明示の国別差別と対比されるものとして、事実上の国別差別もしくは間接的な国別差別と呼ばれるタイプの措置がある。これは、制度自体においては、特定の締約国の原産の（又は特定の締約国に仕向けられる）産品を明示的に差別するものではないが、その制度を適用した結果が、ある締約国の原産の（又は特定の締約国に仕向けられる）産品に対する差別にあたると評価される措置をいう。現在では、明示の国別差別よりも、表面的には差別のない制度が事実上の国別差別として1条1項違反になるかどうかという点が、重要な問題として浮上してきている。なお、事実上の差別は、1条1項との関係だけでなく、内国民待遇を規定する3条との関係においても、事実上の外国産品差別として同様に問題となってきた。そこで、以下では、1条1項の下で事実上の国別差別の主張を判断する際に、3条において展開されてきた事実上の外国産品差別に対する判断枠組みをどこまで援用できるのかということも考慮に入れつつ、1条1項における事実上の差別の取扱いを検討することにしたい。

2. 事実上の国別差別の諸類型

事実上の国別差別が問題となる措置は、具体的に何と何を区別して取り扱っているかによって、おおむね3つの形態に分類することができるようと思われる。すなわち、条件付最恵国待遇型、産品間差別型、企業間差別型、という三つの類型がそれである。もっとも、これらの他にも、新しい事実上の国別差別の類型があるかもしれないが、先例で問題とされてきた事実上の国別差別は、おおむねこの三類型に分類することが可能である。

第1の条件付最恵国待遇とは、同種の産品を輸出する国のうち、一定の条件を満たす国に対する待遇と、その条件を満たさない国に対する待遇との間に差を設け、条件を満たす国の産品を条件を満たさない国の産品よりも有利に扱う措置である。これは、最恵国待遇を与える国を一定の条件を満たす国だけに限定する点で、条件付最恵国待遇と呼ばれてきた措置の一類型である。この場合、異なる取扱いは国と国との間に存しているという点で

は明示の差別に類似するが、不利な扱いを受ける国が特定されておらず、どの国にも条件を満たして有利な扱いを受ける機会が平等に開かれている場合は、形式的には差別はないといえるため、事実上の差別の一類型として検討されてきたのである⁽⁵⁾。

第2に、産品間差別型の事実上の国別差別は、同種の産品の中でさらに細かく産品の種類を区分し、そのうちのある種類の産品に対し他の種類の産品より有利な扱いを与える場合に問題となる。この場合、形式的にみれば国別の差別はないが、有利な扱いを与えられた種類の産品を輸出する国と、他の種類の産品を輸出する国との間に、事実上の差別が生ずることが問題となる。このような産品間差別による事実上の国別差別は、関税分類において同種の産品をさらに細かく細分し、それらに異なる関税率を定める場合に典型的に発生する。また、内国規則・内国税における産品間差別は、3条違反だけが通常問題とされているが、1条1項は内国規則・内国税にも適用されるのであるから、1条1項の違反も常に問題となりうる。

第3に、企業間差別型の事実上の国別差別は、ある産品を輸入する（又は輸出する）企業のうち、一定の条件を満たす特定の企業だけに有利な扱い（例えば税の減免）を与える場合に生ずる。この場合、表面的には国別の差別は存在しない。しかし、有利な扱いを与えられた企業がある産品を輸入する輸入相手国と、有利な扱いを与えられない企業が同じ産品を輸入する輸入相手国との間に、事実上の差別が生ずることができる。このタイプの事実上の差別については、パネル先例においても明確な判断を示したものは見当たらないが、インドネシアの国民車に関する政策においてとられた特定企業の優遇措置が、日本により1条1項違反としてパネル提訴された事件に示されているように、今後はこのタイプの事実上の差別に対する判断が重要な問題となることが予想される。

3. 条件付最恵国待遇型の実事実上の差別

条件付最恵国待遇が1条1項に違反するかを考える際に、問題となる点は、どの国の産品も一定の条件を満たせば有利な待遇を得る機会がある場合に、形式的には平等な取扱いがなされているのだから、違反にはならないといえるかどうかである。この場合、有利な取扱いを受ける機会はどの国にもあるという点だけを取り上げれば、1条1項に違反しないという主張も一見成り立つように見える。しかし、1条1項は、ある国に与えた利益や免除を「無条件に」締約国に許与しなければならないと規定しており、起草者は、いかなる条件であれ、条件付最恵国待遇そのものを禁止する趣旨で「無条件に」という文言を置

か疑問なしとしない。

以上を要約すれば、条件付最恵国待遇はそれ自体が1条1項違反であるというのが先例の立場であるが、例外として、条件受入れによる不利益も総合考慮して実質的に国と国との間の差別がないといえる場合には、違反とされない可能性があるといえよう。

4. 産品間差別型の事実上の差別

一つの同種の産品の間でさらに産品の種類を細分し、それらの間で関税や内国税の税率に差を設けたり、内国措置上の扱いを異にする産品間差別は、3条との関係だけでなく、1条1項違反を構成するとして、過去において提訴の対象となってきた。しかし、産品間差別型の措置と1条1項の適合性を判断するためには、条件付最恵国待遇と違って、以下に述べるような様々な解釈上の問題が生ずる。もっとも、産品間差別に関するパネルの先例はいくつかあり、1条1項違反が実際に認められたケースもあるが、3条と比べると、産品間差別の1条1項との整合性を判断するための明確な判断枠組はまだ形成されていないといわざるを得ない。

産品間差別のケースでは、先例からみる限り、まず、異なる取扱いを受けている複数の産品が1条1項にいう「同種」の産品であるかどうか判断され、同種の産品であると判断された場合に、ある国の原産の産品に与えた利益を、別の締約国の原産の産品に与えていないかどうか判断されているように見える⁽¹⁶⁾。もっとも、このような二段階の判断によって1条1項違反の有無を判定することに対しては、反対の立場もある。例えば、日本は、日本のトウヒ・マツ・モミ（SPF）のディメンション・ランバーに対する関税に関するパネル事件の中で、「同種の産品」の概念は、他の締約国に対する差別を禁止するという1条の目的に照らして解釈すべきであり、締約国の間に事実上の差別が存在するかどうか、1条1項違反の有無を判定するための基準であると主張し⁽¹⁷⁾、ECもこれを支持するような意見書を提出した⁽¹⁸⁾。これは、二段階の判断ではなく、事実上の国別差別の有無という一段階の判断を行うことを主張するものといえよう。

これに対し、産品間差別が3条2項違反として攻撃されたケースでは、当該措置が国内生産保護の目的かつ効果を持つかどうかという一段階の判断によるべきであるとした未採択のパネル報告もあったが⁽¹⁹⁾、日本の酒税に関する上級委員会報告⁽²⁰⁾によって一段階説は明確に否定され、問題となった産品が「同種の産品」かどうかを判断し、次に外国産品に同種の国内産品に対する内国税を「超える」内国税が課されているかどうか判断する

という二段階説が確立している。1条の関係では、権威ある明確な判断は未だ示されていないが、まず同種の産品がどうかを判断し、次にある国の産品に与えた待遇を他の締約国の同種の産品に与えていないかどうかを判断する二段階説が、1条1項の文言に合致している。最近のWTO上級委員会の報告では、ウィーン条約法条約31条を根拠に、条約の用語の通常の意味を基準とする解釈原則を強調しており⁽²¹⁾、1条1項の関係でも、規定の文言に忠実な二段階説が採られる可能性は高いといえよう。したがって、以下では二段階説を前提にそれぞれの要件を検討することにする。

まず第一に、問題となった複数の産品間の同種性の要件に関しては、これまで基本的にケース・バイ・ケースで判断がなされており、あらゆる場合に一般的に適用される判断基準のようなものは示されていない。しかし、断片的には、個々の事案の特性に応じた一応の基準を過去のパネル報告から読み取ることが可能である。

1条1項との関係で複数の産品間の同種性を否定した事例としては、まず、ECの家畜飼料用タンパクに関する措置に関するパネル報告⁽²²⁾がある。この事件においては、脱脂粉乳を植物性タンパク飼料の生産者及び輸入者に強制的に購入させるようにしたECの規則が、アメリカによって3条4項、1条1項等の違反であるとして攻撃された。アメリカの1条1項に関する主張によれば、ECの規則は、同種の産品である「飼料用タンパク」のうち、植物性タンパクを動物性タンパクより不利に扱うものであり、植物性タンパクを主に輸出するアメリカに対する差別であるとされた。しかし、パネルは、飼料用タンパクの中に異なる関税率と関税譲許を持つ多数の産品が含まれること、それらの産品のタンパク含有量に違いがあること、植物性タンパクと動物性タンパクと合成タンパクのようにオリジンの点で違いが存在することを理由に、様々なタンパクからなる産品を1条1項の「同種の産品」とすることはできないと結論づけ、1条1項違反を否定した。

このパネル報告からわかることは、複数の産品が物理的性質の点で異なり、また各国の関税分類においても単一の産品としては分類されていない場合に、最終用途における代替可能性のみを捉えて大きな同種の産品のカテゴリーを作り、同種の産品間の差別であると訴えてみても、成功しないということである。例えば、ある国が米と小麦粉のうち、前者に高い関税をかけた場合を考えてみると、主食の原料として米と小麦粉の用途には代替可能性があるといえるが、物理的性質の違いや一般的な関税分類からみれば、米と小麦粉は同種の産品とは認められず、1条1項違反とはされないであろうと思われる。

産品間の同種性が争点となり、同種性が認定できないとされた第二のケースは、前述の

スペインのコーヒー豆の事件では明確な結論が示されなかったこの問題に関し、日本のトウヒ・マツ・モミ（SPF）のディメンション・ランバーに対する関税に関するパネル報告においては、日本とカナダが、それぞれスペインのコーヒー豆の報告を自己の立場に有利なように引用しながら、相対立する主張を展開した。すなわち、カナダは、1条1項は、締約国間で差別をしてはならないという義務の他に、同種の產品の間で差別を行ってはならないという第二の義務を含んでおり、同種の產品間の差別はこの第二の義務に違反すると主張したのに対し⁽³⁰⁾、日本は、1条1項違反とされてきたのは、常に締約国間の法律上の差別か又は事実上の差別であり、国と国の間の差別の事実認定がない限り、1条1項違反にならないと主張した⁽³¹⁾。

この事件のパネル報告は、一般論として「関税差を設けることは基本的に合法的な貿易政策の手段であるから、そのような行為によって利益を害されたと主張する締約国の側が、そのような関税制度が通常の目的を外れ、国際貿易における差別の手段になっていることを立証する責任がある。そのような主張は、ある関税分類に含まれる国内の保護利益と、異なる外国の供給源からの輸入パターンにそれが及ぼす現実の又は潜在的影響を同時に考慮に入れて、審査されなければならない⁽³²⁾」と述べており、日本側の主張に理解を示しているようにもみえる。しかし、パネルは、結論として、カナダの主張する「同種の產品」によっては1条1項違反を認定できないとして、1条1項違反の主張を退けたのであり、この論争に対する明確な解答がなされないまま今日に至っている。

そこで、上の問題についてどちらの解釈が妥当かを考えてみたい。まず、1条1項の文言を重視すれば、同種の產品間の差別を1条1項違反と解するのが自然であるように思われる。というのは、ある国の產品に対して与えた利益を他の締約国の同種の產品に無条件に与えることを要求する1条1項の規定の文言によれば、同種の產品間の差別によって、ある国の有利な扱いを受けた產品に与えられる待遇を、他の締約国の不利な扱いを受けた同種の產品に与えないことは、その限りで1条1項違反の要件を満たしているからである。したがって、すべての同種の產品間の差別は1条1項違反の要件を満たすのだから、1条1項は同種の產品間の產品間差別を禁止していると解さざるを得ない。一般協定の条文の文理解釈を重視する最近の上級委員会及びパネルの傾向に鑑みれば、このような解釈が採用される可能性が高いように思われる。

また、同種の產品間の内国税の差別は、それ自体3条2項1文に違反するという解釈がとられていることも、この関係で考慮に入れる必要がある。例えば、3条2項に関する最

も新しいパネル報告である、日本の酒税に関するパネル報告⁽³³⁾は、焼酎と同種の製品とされたウオッカに対し焼酎を超える内国税を課す日本の酒税制度について、3条2項1文の下では、国産品保護的な目的及び効果があるかないかは無関係であるとして、国産品を保護する目的と効果がないとする日本の主張を考慮せず、「日本はウオッカに対し焼酎を超える課税をすることにより、3条2項1文に違反した⁽³⁴⁾」と結論づけているのである。もっとも、このような同種の製品間の内国税の差別を直ちに3条2項1文違反とする考え方は、国産品の保護に関係する3条2項においては妥当するが、1条1項の関係では、国家は特定国を差別する動機を持っていないから、3条2項1文における考え方は1条1項には必ずしもあてはならないとの疑問があるかもしれない。しかし、少なくとも規定の文言という点でみる限り、3条2項1文の文言と1条1項の規定の仕方は似ており、3条2項1文の下でとられてきた解釈が、1条1項の関係においても採用される可能性は高いのではないと思われる。

一方、製品間差別の場合に、事実上の国別差別の存在を認定できなければ、1条1項違反はないという立場をとった場合、何を基準にして事実上の国別差別の有無を判断するのかが問題となる。この場合、一つの基準として、提訴した国が輸出する同種の製品のうち、不利な扱いを受ける種類の製品が占める割合が大きいかどうかによって、提訴国に対する事実上の差別の有無を判定する方法が考えられる。つまり、提訴国が、同種の製品のうち「主として」不利な扱いを受ける種類の製品の方を輸出している場合には、提訴国に対する事実上の差別効果が大きいから、1条1項違反を認めるのである。しかし、この基準の下で、提訴国が輸出する同種製品のうち、不利な扱いを受けた種類の製品の割合が30%であったとしても、輸出する同種製品のうち不利な扱いを受けた種類の製品の割合が5%の輸出国と比べると、提訴国に対する事実上の差別があることは否定できないであろう。実際、日本のSPF製材に対する関税の事件では、まさに上に述べたのと類似する状況が存在した。すなわち、カナダの輸出する製材全体のうち、8%の関税がかかるSPFの製材の割合は日本の大蔵省の統計によれば約30%に過ぎず、約70%の製材が無税扱いを受けていた。しかし、それでもアメリカと比べると、8%の関税がかかるSPF製材の割合が相対的に大きいことを日本が認めていたのである⁽³⁵⁾。この場合、仮に製品の同種性が認められたとして、それにもかかわらず事実上の国別差別がないとして違反を否定すると、二国間の事実上の差別が規制を免れることになり、妥当とは思われない。そこで、提訴国が輸出する同種製品のうち不利な扱いを受けた種類の製品の割合が、いずれかの国の

輸出する同種産品のうち不利な扱いを受ける種類の産品の割合より高い場合に、事実上の国別差別を認めると、ほとんどの場合に1条1項違反が認められることになり、事実上の国別差別の基準を設けた意味がなくなってしまう。結局、事実上の国別差別の具体的な認定を要求する場合には、事実上の国別差別の有無を明確に判定できるような基準を見出すことは、困難なように思われる。また、仮に適切な基準を見いだすことができたとしても、その基準を1条1項の文言に整合的な形で根拠づけることができるか、疑問がある。

5. 企業間差別型の実事実上の差別

企業間差別による事実上の差別は、一定の条件を満たす限られた企業が輸入する特定の産品については、関税や内国税の減免などの優遇措置を与えるが、その条件を満たさない企業が輸入した同じ産品については、優遇措置を適用しない場合に典型的に問題となる。例えば、インドネシアが最近採用した、国民車生産のための諸条件を満たすものと認定された特定のパイオニア企業に対して、1年間自動車の輸入関税と奢侈税を免除し、さらに自動車部品の輸入関税と奢侈税を免除している措置が、その例である。このような企業間差別の場合、産品間差別型の実事実上の差別と違って、同種の産品という要件を満たすことは明らかであろう。しかし、差別は形式的には産品を輸入する企業の間には存在するのであり、締約国の間には明示的には存在しないのであるから、ここではやはり事実上の国別差別が問題となっていることがわかる。

先例をみると、この種の企業間差別が1条1項違反になることを認めたパネル報告は見当たらない。ただし、パネル先例以外に目を広げてみると、企業間差別を1条1項違反とする解釈がなされた事例があることがわかる。すなわち、1974年のハンガリーの加入に関する作業部会報告⁽³⁶⁾においては、政府と一定の協力取決めを結んだ企業の輸入産品に対してのみ関税を免除するハンガリーの措置が、1条1項違反でないかということが問題となった。作業部会においては、いくつかの締約国の代表が、このような措置は1条1項に違反するだろうという意見を述べ、この問題に関するコメントを求められたガット事務局も、かかる措置は条件付最恵国待遇に該当し、1条1項に違反するであろうという見解を示した。この作業部会報告は、企業間差別が1条1項違反になるという解釈が実際にあったことを示す証拠として注目されるが、この解釈は締約国間で決定されたものでなく、先例としての意味を持つものではない。

そこで、企業間差別が1条1項に違反するかどうかを考える場合に、問題となる論点を考えてみることにしたい。まず第一に、産品の輸入又は販売について優遇措置を適用され

る企業は、特定の国から輸入することを義務づけられているわけではなく、どの国の産品でも条件さえ良ければ輸入する可能性を持っているのだから、その限りでは締約国の間に差別がないという主張を検討する必要がある。もっとも、この場合でも、優遇された企業はどの国の産品も理論的には輸入することができるが、現実にはこれまでの取引の経緯によって特定国の産品だけを輸入している場合が多いであろう。そのような場合には、事実上の国別差別が生じているといえる。それでは、優遇された企業が、価格と品質において最も良い条件を提供する国の輸出者から自由に産品を購入している場合には、事実上の国別差別は生じないといえるのか。この場合、優遇された企業が提示した条件に合致した輸出国の産品だけが有利な扱いを受けるのであるから、いわば優遇された企業が条件を提示する形の条件付最恵国待遇であるとみることができる。そのように考えれば、通常の条件付最恵国待遇において、条件を満たす機会は他の締約国に開かれているという抗弁は認められておらず、条件を満たす国と満たさない国を差別すること自体が1条1項違反とされることに照らして、ここでも1条1項違反を認めてよいように思われる。つまり、優遇された企業の示す条件を満たし、その企業に輸出することができた国と、そのような条件を満たさず、その企業に輸出できなかった国の間を差別すること自体が、1条1項に違反するといえるのではないか。

次に、例えば、A国の優遇された企業が輸入する産品は、A国がB国から輸入している同種の産品の中のごく一部に過ぎず、A国がB国から輸入している同種の産品のほとんどは、有利な扱いを受けていないという場合に、B国と他の締約国の間に差別があり、1条1項違反が成立するといえるかという問題があろう。しかし、3条2項1文に関する事件であるが、アメリカのアルコール飲料販売規制に関するパネル報告⁽³⁷⁾では、同種の国産品のごく一部だけが課税上有利な扱いを受けているに過ぎない場合に、3条2項1文ではデ・ミニミスの原則は適用されないとして、違反を認めており、この考え方は、1条1項との関係でも参考になる。もっとも、1条1項については、デ・ミニミスの原則は適用がないことを明確に述べたパネル報告は存在しない。しかし、3条2項1文の「を超える」という文言がどんなにわずかに超えている場合も含むと解されているのと同様に、1条1項にいう「利益」はどんなわずかな利益でも含むと解することが自然である。もし、1条1項の下ではデ・ミニミスの原則は適用がないという解釈をとることができれば、有利な扱いを受ける産品が輸出国から輸出される同種の産品のうちのごくわずかに過ぎない場合でも、1条1項違反が成立するという結論になる。また、産品間差別に対する1条1項の

適用において述べたように、一部の製品の間の比較によって締約国の製品の間に差別があれば1条1項違反を認める解釈によっても、容易に1条1項違反の結論が導かれる。

以上から、企業間差別の類型では、直接の先例はないものの、それが製品に関する有利な扱いを含んでいる限りにおいては、原則として1条1項違反が認められるという見解が成り立つように思われる。もっとも、輸入企業が優遇されるための条件が厳しく、実際にはその条件を満たす企業が現れずに措置が失効した場合には、同種の製品について有利な扱いが生ずる余地はないから、1条1項違反はないという考え方が成立つ。このことを示したのが、企業間差別が1条1項違反として争われた唯一のパネル・ケースである、アメリカの再構成された及び従来型ガソリンの基準に関するパネル報告⁽³⁸⁾である。この事件においては、ガソリンの輸入者のうち、その外国の精製施設で生産されたガソリンの75%を米国に輸入する者に限って、従来型のガソリンを販売できる数量の決定について有利な扱いをすることを定めたアメリカの規則が、産油国のベネズエラによって1条1項違反であると主張された。しかし、パネルは、この75%ルールが実際に適用された輸入者がいないままに規則が失効したことに言及し、ベネズエラの主張を審理しなかった⁽³⁹⁾。一方、これとは逆に、輸入企業が優遇されるための条件がきわめて緩やかであり、すべての輸入企業が有利な扱いを受けているという場合にも、事実上の国別差別が生ずる余地はないから、1条1項違反は成立しないとされるであろう。

【注】

(1) ECの地中海地域諸国からの柑橘類輸入に対する関税上の取扱いに関するパネル報告(L/5776, 7 Feb. 1985)、EECのバナナの新輸入体制に関するパネル報告(DS38/R, 11 Feb. 1994) 参照。ただし、いずれも未採択の報告である。

(2) DS18/R, adopted on 19 June 1992.

(3) DS38/R, 11 Feb. 1994, not yet adopted.

(4) アメリカの1930年関税法337条に関するパネル報告(BISD 36S/345, adopted on 7 Nov. 1989)における paras. 5.14-5.16 参照。

(5) See, e.g., J.H. JACKSON, WORLD TRADE AND THE LAW OF GATT 258 (1969), E. McGOVERN, INTERNATIONAL TRADE REGULATION §8.33 (2d ed. 1986).

(6) See, Robert E. Hudec, GATT Dispute Settlement after the Tokyo Round: An Unfinished Business, 13 CORNELL INT'L L. J. 145, 194-95 n.165 (1980);

G.C. Hufbauer, J. Shelton Erb, H.P. Starr, *The GATT Codes and the Unconditional Most-Favored Nation Principle*, 12 L & POL. INT'L BUS. 59, 62-63 (1980).

(7) BISD 1S/59, adopted on 7 Nov. 1952.

(8) 柳赫秀「ベルギーの家族手当基金法に基づく課徴金」（ガットの紛争処理に関する調査調査報告書 1頁(1993)）における記述参照。

(9) *supra* note 7, para. 3.

(10) BISD 25S/68, adopted on 18 Oct. 1978.

(11) *Id.*, para. 3.64.

(12) *Id.*, para. 3.65.

(13) *Id.*, para. 4.19.

(14) Robert E. Hudec, *supra* note 6, at 195-196.

(15) アメリカの1930年関税法337条に関するパネル報告（前掲注4）の para. 5.14-5.16; EECの新バナナ輸入体制に関するパネル報告（前掲注1）の para. 148; アメリカの再構成された及び従来型のガソリンの基準に関するパネル報告（WT/DS2/R, 29Jan. 1996）の para. 6.14 参照。

(16) スペインの煎っていないコーヒー豆に対する関税上の取扱いに関するパネル報告（BISD 28S/102, adopted on 11 June 1981）参照。

(17) 日本のトウヒ・マツ・モミ（SPF）のディメンション・ランバーに対する関税に関するパネル報告（BISD 36S/167, adopted on 19 July 1989）の paras. 3.55-3.56.

(18) *Id.*, para. 4.7.

(19) アメリカの自動車に対する課税制度に関するパネル報告（DS31/R, 11 Oct. 1994, not yet adopted）の para. 5.9参照。

(20) WT/DS8/AB/R, WT/DS10/AB/R, WT/DS11/AB/R, 4 Oct. 1996, pp.18-19.

(21) *Id.*, p.10-12. この原則は、アメリカの再構成された及び従来型のガソリンの基準に関する上級委員会報告（WT/DS2/AB/R, 29 April 1996, p.17）でも強調された。

(22) BISD 25S/49, adopted on 14 Mar. 1978.

(23) BISD 36S/167, adopted on 19 July 1989.

(24) *Id.*, para. 5.13.

(25) BISD 28S/102, adopted on 11 June 1981.

(26) *Id.*, para. 4.7.

- (27) *supra* note 25, para. 5.9.
- (28) *supra* note 26, para. 4.4.
- (29) *id.*, para. 4.10.
- (30) *supra* note 23, para. 3.54.
- (31) *Id.*, para. 3.56.
- (32) *Id.*, para. 5.10.
- (33) WT/DS8/R, WT/DS10/R, WT/DS11/R, 11 July 1996.
- (34) *Id.*, paras. 6.25, 6.27.
- (35) *supra* note 23, paras. 2.20, 3.57.
- (36) BISD 20S/34, adopted on 30 July 1974.
- (37) BISD 39S/206, adopted on 19 June 1992, para. 5.6.
- (38) WT/DS2/R, 29 Jan. 1996.
- (39) *Id.*, para. 6.19.

(岡田 外司博)